

さいたま市特別職報酬等審議会

<第1回 資料>

開催日：令和3年10月20日（水）

場 所：さいたま市役所本庁舎別館 2階 第4委員会室

<資料目次>

1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等

・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給	2
・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等	3
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	5

2. 政令指定都市の特別職職員の月例給・特別給

・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	9
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（議長、副議長、議員）	13
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数	18
・ 市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較	20
・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況	21

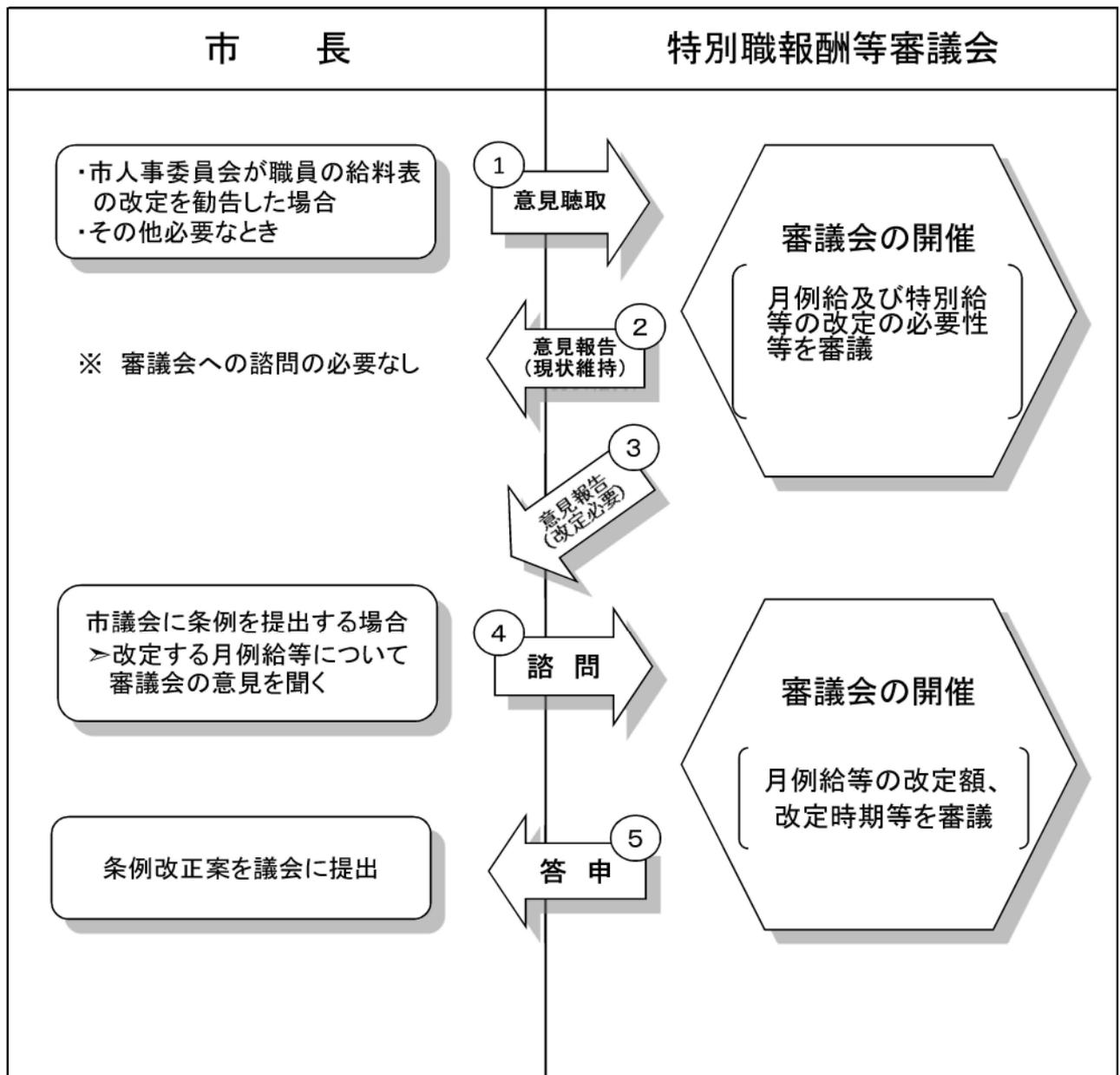
3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）

・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（令和2年度実績）	23
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ	24
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	25
・ 令和2年議会運営状況	26
・ 議員の活動内容	28
・ さいたま市議会議員の所得分布	29
・ 地方議会・地方議員の在り方について	30

4. 消費者物価指数・財政状況

・ 消費者物価地域差指数	31
・ さいたま市の消費者物価指数の推移	33
・ さいたま市の財政状況	34

特別職報酬等審議会の流れ



市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給

	市長・副市長	市議会議員
月例給	給料	議員報酬
	地域手当(※)	—
特別給	期末手当	期末手当

(※)市長等の地域手当の支給については、一般職の職員の例による。

【参考】

市長等の地域手当 : 給料 × 支給割合(15%・・・国基準と同様)

※ 地域手当

- ・地域の民間賃金水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間格差の事情等に応じて調整する手当
- ・国では一般職だけでなく、総理大臣や事務次官等、特別職や指定職に対しても支給

月例給・特別給の審議結果

年度	特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等						
	開催回数	審議結果等					
		月例給		特別給			
		審議結果	理由	審議結果	理由		
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市機能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	国準拠方式への変更	職務の特殊性、責任を考慮し、一般職員に準拠した支給方式から国準拠方式への変更が妥当と答申		
17	特別職報酬等審議会の開催なし						
18	特別職報酬等審議会の開催なし						
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	—		
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	—		
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申		
22	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時に一般職職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申		
23	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—	—		
24	1回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—		
25	2回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—		
26	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申		
27	2回	据置き・引下げ	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申		
28	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申		
29	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申		
30	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、昨年度の状況と大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申		
R1	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、今年度の状況も大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長は0.05月分、市議会議員は0.10月分の引上げを答申		
R2	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長はR2.12.1から0.05月分、市議会議員はR3.4.1から0.05月分の引下げを答申		
R3							

※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

と改定状況等

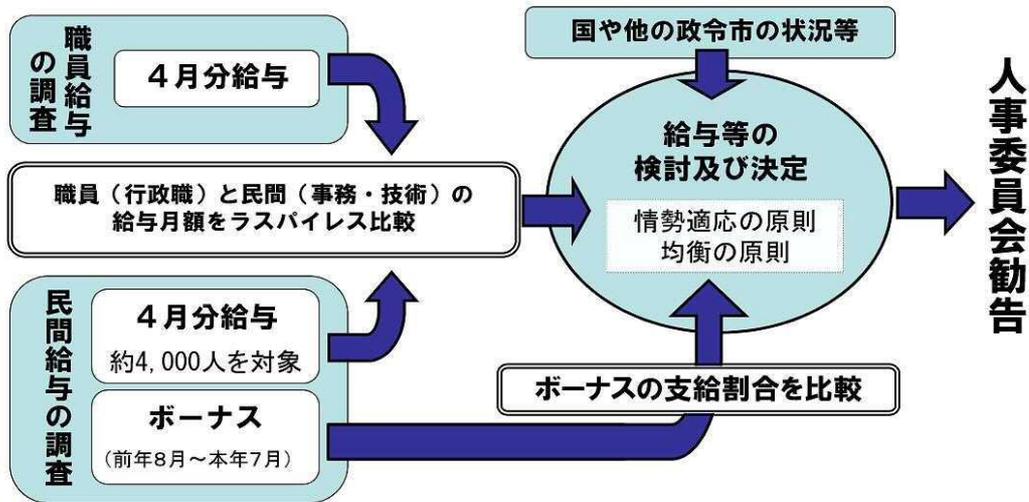
月例給及び特別給の改定状況		【参考】 一般職の給与の改定状況				【参考】 国の指定職（事務次官等）	
月例給	特別給	月例給		特別給（期末・勤勉手当）		特別給（期末・勤勉手当）	
		改定率（％）	累計（％）	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
(給料・議員報酬) H16.7.1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	(給料・議員報酬) H16.7.1～ ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	(据置き)	0.00	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月
		△ 0.45 (引下げ)	△ 0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
		△ 0.11 (引下げ)	△ 0.56	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
(給料・議員報酬) H20.1.1～ (5.1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月 (引上げ)	4.50月	(据置き)	3.35月
—	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月
—	(期末手当の年間支給月数) H21.12.1～ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	△ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4.15月	△0.25月 (引下げ)	3.10月
—	(期末手当の年間支給月数) H22.12.1～ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28 (引下げ)	△ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月 (引下げ)	2.95月
—	—	△ 0.30 (引下げ)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	(期末手当の年間支給月数) (0.15月引上げ) ・市長、副市長 3.10月 (H27.4.1～) ・市議会議員 3.10月 (議会が施行を保留)	0.45 (引上げ)	△ 0.32	0.15月 (引上げ)	4.10月	0.15月 (引上げ)	3.10月
(給料) H28.4.1～ ・市長 1,210,000円 ・副市長 951,000円	(期末手当の年間支給月数) H27.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.15月 ・市議会議員 3.15月	0.20 (引上げ)	△ 0.12	0.10月 (引上げ)	4.20月	0.05月 (引上げ)	3.15月
—	(期末手当の年間支給月数) H28.12.1～ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	0.35 (引上げ)	0.23	0.10月 (引上げ)	4.30月	0.10月 (引上げ)	3.25月
—	(期末手当の年間支給月数) H29.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.22 (引上げ)	0.45	0.10月 (引上げ)	4.40月	0.05月 (引上げ)	3.30月
—	(期末手当の年間支給月数) H30.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.35月 ※議員は改定なし	(据置き)	0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
—	(期末手当の年間支給月数) R1.12.1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.40月 R3.4.1～ (0.10月引上げ) ・市議会議員 3.40月	(据置き)	0.45	0.05月 (引上げ)	4.50月	0.05月 (引上げ)	3.40月
—	(期末手当の年間支給月数) R2.12.1～ (0.05月引下げ) ・市長、副市長 3.35月 R3.4.1～ (0.05月引下げ) ・市議会議員 3.35月	(据置き)	0.45	△0.05月 (引下げ)	4.45月	△0.05月 (引下げ)	3.35月
		(据置き) (人事委員会勧告)	0.45	△0.15月 (人事委員会勧告)	4.30月	△0.10月 (人事院勧告)	3.25月

一般職職員の給与の改定の仕組み

1 市人事委員会による給与勧告

① 給与勧告の手順

- (1) 4月分の給与月額を比較
さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。
- (2) ボーナスを比較
民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

2021年職種別民間給与実態調査

(R3.4.26から6.26まで調査を実施)

<p>調査対象の事業所 (いわゆる正社員が50人以上の事業所)</p> <p>市内465事業所中 120事業所</p> <p>事業所ごとのボーナスの調査 (R2.8～R3.7支給分)</p>	<p>調査した従業員 (パート・アルバイト・契約社員などを除く)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>事務・技術 4,380人</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>研究・教育等 161人</p> </div> </div> <p>従業員ごとの4月分給与の調査 (4月分給与・役職・学歴・年齢)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

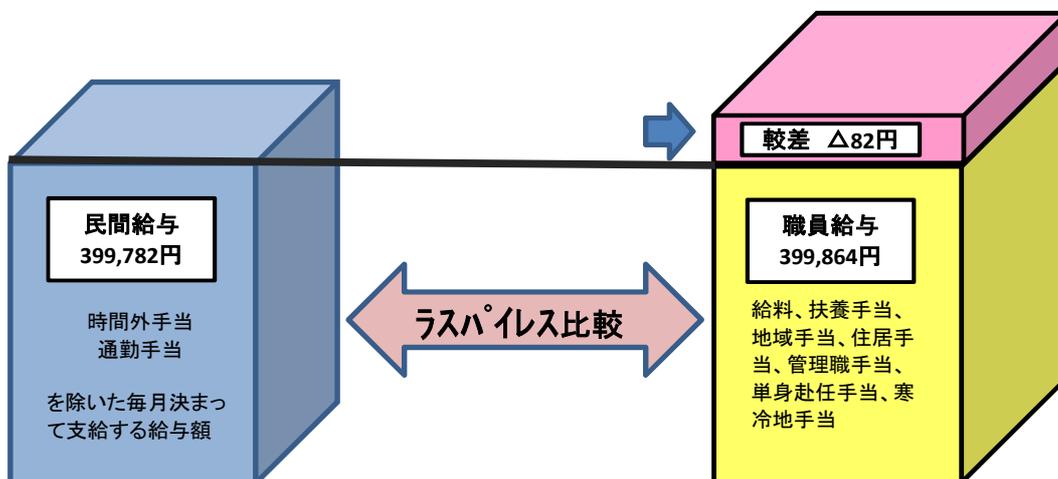
その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

・月例給

本年の民間給与との較差は△82円(△0.02%)と極めて小さいため、改定は行わない

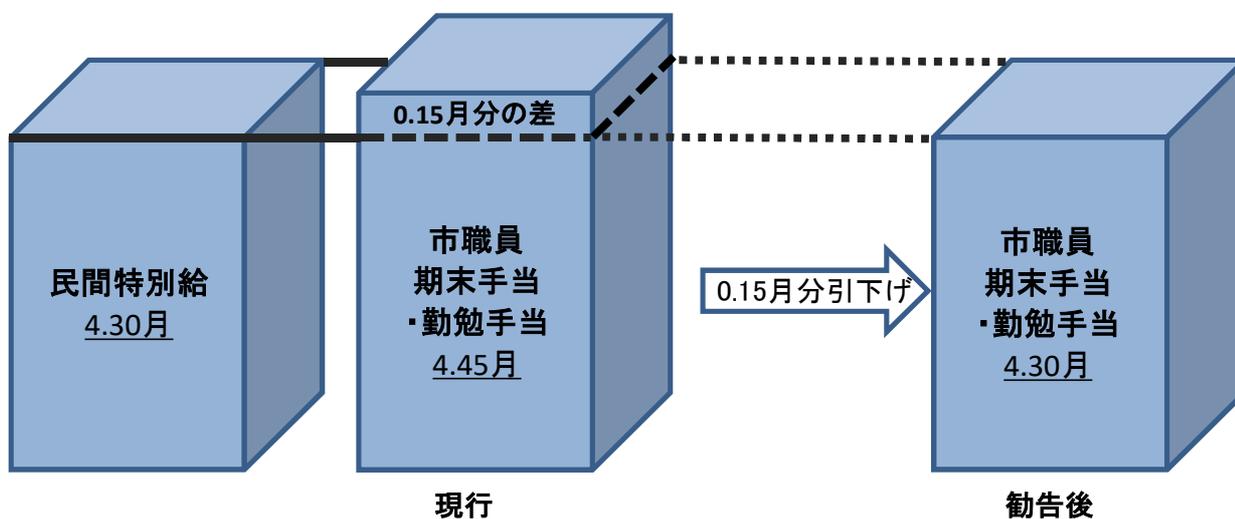
据置き



・特別給

民間の特別給の支給割合が、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を

0.15月分下回っているため、支給月数を引下げ



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を「二捨三入」、「七捨八入」する。

(例) 4.43月～4.47月⇒4.45月 4.48月～4.52月⇒4.50月

④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

令和3年給与勧告まとめ

1 改定の方針

- ・ 給与月額、公民較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、改定なし

2 期末手当・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引下げ、期末手当に反映（4.45月分 → 4.30月分）
※ 再任用職員は除く。

3 実施時期

- ・ 令和3年12月期の支給に関する改定は条例の公布日から、令和4年6月期以降の支給に関する改定は令和4年4月1日から実施

2 給与勧告の実施状況（行政職給料表）

本年は、昨年に引き続き、月例給については据置き、特別給についてはマイナス改定となりました。

	給 与 月 額		期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)		平均年間給与額の 増減
	金額	増減率	月数	較差	
平成15年	△4,898円	(△1.13%)	4.40月	(△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円	(0.00%)	据置き	(0.02月)	—
平成17年	△1,921円	(△0.45%)	4.45月	(0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円	(△0.11%)	据置き	(△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円	(0.06%)	4.50月	(0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円	(0.01%)	据置き	(0.02月)	—
平成21年	△791円	(△0.19%)	4.15月	(△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円	(△0.28%)	3.95月	(△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円	(△0.30%)	据置き	(0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円	(0.05%)	据置き	(0.02月)	—
平成25年	据置き△87円	(△0.02%)	据置き	(0.01月)	—
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円	(0.35%)	4.30月	(0.10月)	5.9万円
平成29年	882円	(0.22%)	4.40月	(0.10月)	5.2万円
平成30年	据置き△64円	(△0.02%)	4.45月	(0.05月)	2.0万円
令和元年	据置き83円	(0.02%)	4.50月	(0.05月)	2.0万円
令和2年	据置き△103円	(△0.03%)	4.45月	(△0.05月)	△2.0万円
令和3年	据置き△82円	(△0.02%)	4.30月	(△0.15月)	△5.9万円

(注) 期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 改定が必要な場合には、職員団体との交渉を経て関係条例改正案を議会に提出することとなる

・職員団体との交渉



・関係条例改正案の議会への提出



・条例公布、給与改定の実施

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等 (R3. 4. 1時点)

< 市長 >

(単位:円)

区分	給料月額				月例給				年間支給額				
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額	
						支給割合	月額			支給月数	年額		
札幌市	1,140,000	1,280,000	12.3%	H4.12.1	1,280,000	3%	38,400	1,318,400	15,820,800	3.35	⑮	6,371,968	22,192,768
仙台市	1,330,000	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	1,310,000	3%	39,300	1,349,300	16,191,600	3.35	⑬	6,521,310	22,712,910
新潟市	1,163,000	1,167,000	0.3%	H28.4.1	1,167,000	0%	0	1,167,000	14,004,000	3.05	⑳	4,271,220	18,275,220
千葉市	1,300,000	1,317,000	1.3%	H30.4.1	1,317,000	0%	0	1,317,000	15,804,000	4.45	⑦	7,032,780	22,836,780
川崎市	1,250,000	1,200,000	-4.0%	H29.4.1	1,200,000	16%	192,000	1,392,000	16,704,000	3.35	⑪	6,600,840	23,304,840
横浜市	1,428,000	1,599,000	12.0%	H28.4.1	1,599,000	0%	0	1,599,000	19,188,000	4.45	①	8,538,660	27,726,660
相模原市	1,088,000	1,142,000	5.0%	H9.4.1	1,142,000	12%	137,040	1,279,040	15,348,480	3.30	⑯	6,007,148	21,355,628
静岡市	1,160,000	1,250,000	7.8%	H19.4.1	1,250,000	0%	0	1,250,000	15,000,000	4.40	⑫	6,600,000	21,600,000
浜松市	1,160,000	1,277,000	10.1%	H19.4.1	1,277,000	0%	0	1,277,000	15,324,000	4.685	⑰	5,982,744	21,306,744
名古屋市	1,494,000	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	1,467,000	15%	220,050	1,687,050	20,244,600	3.35	④	8,010,552	28,255,152
京都市	1,300,000	1,390,000	6.9%	H8.7.1	1,390,000	10%	139,000	1,529,000	18,348,000	3.35	⑤	7,310,704	25,658,704
大阪市	1,420,000	1,669,000	17.5%	H27.12.19	1,669,000	0%	0	1,669,000	20,028,000	4.10	③	8,211,480	28,239,480
堺市	1,090,000	1,190,000	9.2%	H9.4.1	1,190,000	10%	119,000	1,309,000	15,708,000	4.40	⑧	6,911,520	22,619,520
神戸市	1,250,000	1,410,000	12.8%	H4.5.1	1,410,000	12%	169,200	1,579,200	18,950,400	4.40	②	8,338,176	27,288,576
岡山市	1,240,000	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	1,160,000	3%	34,800	1,194,800	14,337,600	4.45	⑭	6,380,232	20,717,832
広島市	1,280,000	1,310,000	2.3%	H8.1.1	1,310,000	3%	39,300	1,349,300	16,191,600	4.45	⑥	7,205,262	23,396,862
北九州市	1,340,000	1,230,000	-8.2%	H26.11.1	1,230,000	3%	36,900	1,266,900	15,202,800	3.30	⑱	5,930,198	21,132,998
福岡市	1,350,000	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	1,300,000	10%	130,000	1,430,000	17,160,000	3.35	⑨	6,837,350	23,997,350
熊本市	1,188,000	1,190,000	0.2%	H31.4.1	1,190,000	0%	0	1,190,000	14,280,000	3.35	⑰	4,783,800	19,063,800
平均	1,261,632	1,308,316	3.7%	—	1,308,316	—	68,157	1,376,473	16,517,678	3.836		6,728,734	23,246,412
さいたま市	1,243,000	1,210,000	-2.7%	H28.4.1	1,210,000	15%	181,500	1,391,500	16,698,000	3.35	⑩	6,607,204	23,305,204

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	1,420,000	0%	0	1,420,000	17,040,000	3.35		6,897,650	23,937,650
-------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	-----------	------------	------	--	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等 (R3. 4. 1時点)

< 副市長 >

(単位:円)

区分	給料月額				月例給				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額
						支給割合	月額			支給月数	年額	
札幌市	920,000	1,030,000	12.0%	H4.12.1	1,030,000	3%	30,900	1,060,900	12,730,800	3.35	⑫ 5,127,442	17,858,242
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	1,020,000	3%	30,600	1,050,600	12,607,200	3.35	⑬ 5,077,662	17,684,862
新潟市	939,000	942,000	0.3%	H28.4.1	942,000	0%	0	942,000	11,304,000	3.05	⑳ 3,447,720	14,751,720
千葉市	1,050,000	1,064,000	1.3%	H30.4.1	1,064,000	0%	0	1,064,000	12,768,000	4.45	⑦ 5,681,760	18,449,760
川崎市	990,000	950,000	-4.0%	H29.4.1	950,000	16%	152,000	1,102,000	13,224,000	3.35	⑩ 5,225,665	18,449,665
横浜市	1,148,000	1,285,000	11.9%	H28.4.1	1,285,000	0%	0	1,285,000	15,420,000	4.45	① 6,861,900	22,281,900
相模原市	891,000	935,000	4.9%	H9.4.1	935,000	12%	112,200	1,047,200	12,566,400	3.30	⑯ 4,918,286	17,484,686
静岡市	—	940,000	—	H15.4.1	940,000	0%	0	940,000	11,280,000	4.40	⑮ 4,963,200	16,243,200
浜松市	931,000	928,000	-0.3%	H19.4.1	928,000	0%	0	928,000	11,136,000	4.685	⑱ 4,347,680	15,483,680
名古屋市	1,161,000	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	1,100,000	15%	165,000	1,265,000	15,180,000	3.35	③ 6,006,550	21,186,550
京都市	1,030,000	1,100,000	6.8%	H8.7.1	1,100,000	10%	110,000	1,210,000	14,520,000	3.35	④ 5,785,450	20,305,450
大阪市	1,130,000	1,096,000	-3.0%	H27.12.19	1,096,000	0%	0	1,096,000	13,152,000	4.10	⑨ 5,392,320	18,544,320
堺市	900,000	990,000	10.0%	H9.4.1	990,000	10%	99,000	1,089,000	13,068,000	4.40	⑥ 5,749,920	18,817,920
神戸市	980,000	1,110,000	13.3%	H4.5.1	1,110,000	12%	133,200	1,243,200	14,918,400	4.40	② 6,564,096	21,482,496
岡山市	990,000	920,000	-7.1%	H21.8.1	920,000	3%	27,600	947,600	11,371,200	4.45	⑭ 5,060,184	16,431,384
広島市	1,020,000	1,050,000	2.9%	H8.1.1	1,050,000	3%	31,500	1,081,500	12,978,000	4.45	⑤ 5,775,210	18,753,210
北九州市	1,060,000	980,000	-7.5%	H26.11.1	980,000	3%	29,400	1,009,400	12,112,800	3.30	⑰ 4,724,874	16,837,674
福岡市	1,080,000	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	1,040,000	10%	104,000	1,144,000	13,728,000	3.35	⑧ 5,469,880	19,197,880
熊本市	946,000	947,000	0.1%	H31.4.1	947,000	0%	0	947,000	11,364,000	3.35	⑰ 3,806,940	15,170,940
平均	1,010,889	1,022,474	1.1%	—	1,022,474	—	53,968	1,076,442	12,917,305	3.836	5,262,460	18,179,765
さいたま市	977,000	951,000	-2.7%	H28.4.1	951,000	15%	142,650	1,093,650	13,123,800	3.35	⑪ 5,192,934	18,316,734

< 参考 >

埼玉県副知事	1,150,000	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	1,134,000	0%	0	1,134,000	13,608,000	3.35	5,508,405	19,116,405
--------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	-----------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の月例給比較 (R3. 4. 1時点)

《 市 長 》

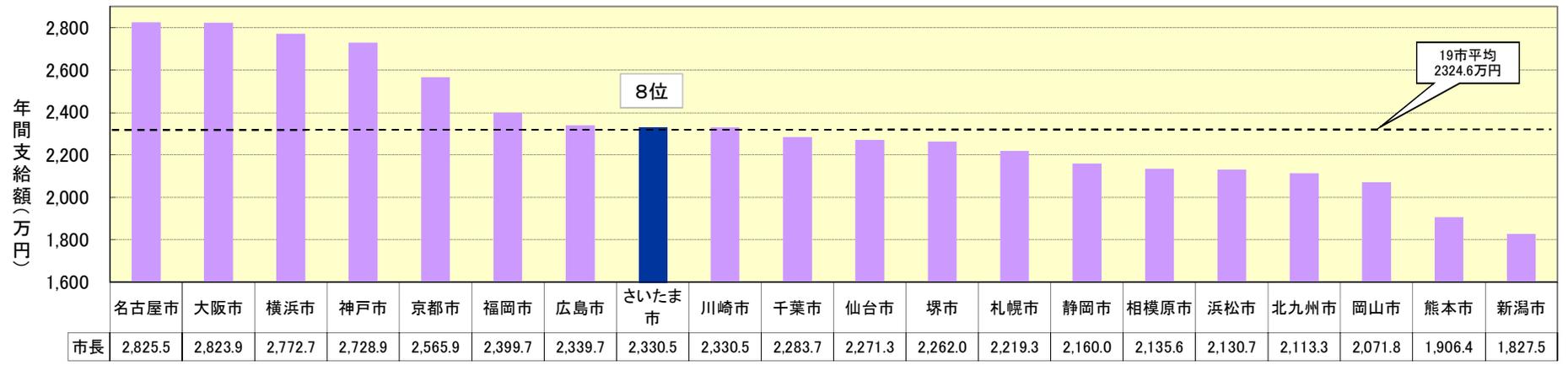


《 副 市 長 》



政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較 (R3. 4. 1時点)

《 市 長 》



《 副 市 長 》



政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R3. 4. 1時点)

< 議長 >

(単位:円)

区分	議員報酬月額(月例給)				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		総額
						支給月数	年額	
札幌市	930,000	1,040,000	11.8%	H4.12.1	12,480,000	3.35	⑨ 5,051,800	17,531,800
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	12,240,000	3.35	⑬ 4,954,650	17,194,650
新潟市	778,000	781,000	0.4%	H28.4.1	9,372,000	3.05	⑳ 2,858,460	12,230,460
千葉市	980,000	930,000	-5.1%	H18.7.1	11,160,000	4.45	⑫ 4,966,200	16,126,200
川崎市	1,080,000	1,030,000	-4.6%	H19.4.1	12,360,000	3.35	⑪ 5,003,225	17,363,225
横浜市	1,200,000	1,179,000	-1.8%	H23.4.1	14,148,000	4.45	① 6,295,860	20,443,860
相模原市	738,000	779,000	5.6%	H9.4.1	9,348,000	3.35	⑰ 3,783,992	13,131,992
静岡市	—	824,000	—	H15.4.1	9,888,000	4.40	⑯ 4,350,720	14,238,720
浜松市	824,000	803,000	-2.5%	H15.1.1	9,636,000	4.685	⑱ 3,762,054	13,398,054
名古屋市	1,250,000	1,225,000	-2.0%	H18.4.1	14,700,000	3.10	④ 5,506,374	20,206,374
京都市	1,050,000	1,120,000	6.7%	H8.7.1	13,440,000	3.35	⑤ 5,440,400	18,880,400
大阪市	1,200,000	1,080,000	-10.0%	H27.4.30	12,960,000	3.95	⑧ 5,119,200	18,079,200
堺市	900,000	950,000	5.6%	H20.1.1	11,400,000	4.40	⑩ 5,016,000	16,416,000
神戸市	1,010,000	1,140,000	12.9%	H4.5.1	13,680,000	4.40	② 6,019,200	19,699,200
岡山市	780,000	850,000	9.0%	H8.4.1	10,200,000	4.45	⑮ 4,539,000	14,739,000
広島市	1,030,000	1,060,000	2.9%	H8.1.1	12,720,000	4.45	③ 5,660,400	18,380,400
北九州市	960,000	1,090,000	13.5%	H6.4.1	13,080,000	3.30	⑦ 5,125,724	18,205,724
福岡市	930,000	1,060,000	14.0%	H6.4.1	12,720,000	3.35	⑥ 5,148,950	17,868,950
熊本市	819,000	820,000	0.1%	H31.4.1	9,840,000	3.35	⑰ 3,296,400	13,136,400
平均	971,611	988,474	1.7%	—	11,861,684	3.818	4,836,769	16,698,453
さいたま市	1,030,000	977,000	-5.1%	H20.1.1	11,724,000	3.35	⑭ 4,745,776	16,469,776

< 参考 >

埼玉県議長	1,160,000	1,144,000	-1.4%	H18.4.1	13,728,000	3.35	5,556,980	19,284,980
-------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（R3.4.1時点）

< 副議長 >

（単位：円）

区分	議員報酬月額（月例給）				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当（特別給）		総額
						支給月数	年額	
札幌市	850,000	950,000	11.8%	H4.12.1	11,400,000	3.35	⑦ 4,614,624	16,014,624
仙台市	920,000	910,000	-1.1%	H18.4.1	10,920,000	3.35	⑬ 4,420,325	15,340,325
新潟市	700,000	703,000	0.4%	H28.4.1	8,436,000	3.05	⑳ 2,572,980	11,008,980
千葉市	880,000	840,000	-4.5%	H18.7.1	10,080,000	4.45	⑪ 4,485,600	14,565,600
川崎市	960,000	920,000	-4.2%	H19.4.1	11,040,000	3.35	⑫ 4,468,900	15,508,900
横浜市	1,080,000	1,061,000	-1.8%	H23.4.1	12,732,000	4.45	① 5,665,740	18,397,740
相模原市	672,000	713,000	6.1%	H9.4.1	8,556,000	3.35	⑰ 3,463,396	12,019,396
静岡市	—	735,000	—	H15.4.1	8,820,000	4.40	⑯ 3,880,800	12,700,800
浜松市	735,000	717,000	-2.4%	H15.1.1	8,604,000	4.685	⑱ 3,359,144	11,963,144
名古屋市	1,100,000	1,078,000	-2.0%	H18.4.1	12,936,000	3.10	⑤ 4,845,610	17,781,610
京都市	960,000	1,030,000	7.3%	H8.7.1	12,360,000	3.35	③ 5,003,225	17,363,225
大阪市	1,060,000	960,000	-9.4%	H27.4.30	11,520,000	3.95	⑨ 4,550,400	16,070,400
堺市	750,000	850,000	13.3%	H9.4.1	10,200,000	4.40	⑩ 4,488,000	14,688,000
神戸市	920,000	1,040,000	13.0%	H4.5.1	12,480,000	4.40	② 5,491,200	17,971,200
岡山市	710,000	770,000	8.5%	H8.4.1	9,240,000	4.45	⑮ 4,111,800	13,351,800
広島市	910,000	930,000	2.2%	H8.1.1	11,160,000	4.45	④ 4,966,200	16,126,200
北九州市	860,000	980,000	14.0%	H6.4.1	11,760,000	3.30	⑧ 4,608,450	16,368,450
福岡市	850,000	970,000	14.1%	H6.4.1	11,640,000	3.35	⑥ 4,711,774	16,351,774
熊本市	745,000	746,000	0.1%	H31.4.1	8,952,000	3.35	⑲ 2,998,920	11,950,920
平均	870,111	889,632	2.2%	—	10,675,579	3.818	4,353,005	15,028,584
さいたま市	920,000	873,000	-5.1%	H20.1.1	10,476,000	3.35	⑭ 4,240,596	14,716,596

< 参考 >

埼玉県副議長	1,030,000	1,016,000	-1.4%	H18.4.1	12,192,000	3.35	4,935,220	17,127,220
--------	-----------	-----------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R3.4.1時点)

< 議員 >

(単位:円)

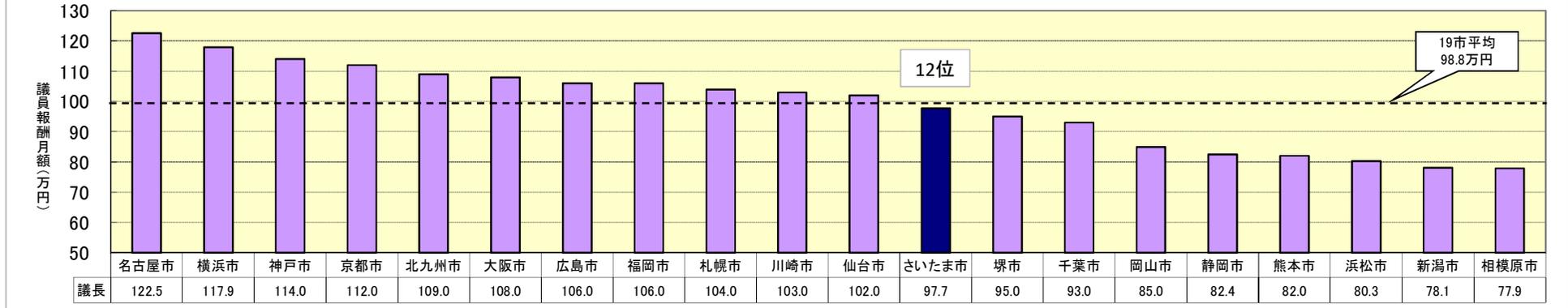
区分	議員報酬月額(月例給)				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	議員報酬月額×12	期末手当(特別給)		総額
						支給月数	年額	
札幌市	760,000	860,000	13.2%	H4.12.1	10,320,000	3.35	⑦ 4,177,450	14,497,450
仙台市	850,000	840,000	-1.2%	H18.4.1	10,080,000	3.35	⑫ 4,080,300	14,160,300
新潟市	653,000	655,000	0.3%	H28.4.1	7,860,000	3.05	⑳ 2,397,300	10,257,300
千葉市	810,000	770,000	-4.9%	H18.7.1	9,240,000	4.45	⑪ 4,111,800	13,351,800
川崎市	870,000	830,000	-4.6%	H19.4.1	9,960,000	3.35	⑬ 4,031,725	13,991,725
横浜市	970,000	953,000	-1.8%	H23.4.1	11,436,000	4.45	① 5,089,020	16,525,020
相模原市	638,000	670,000	5.0%	H9.4.1	8,040,000	3.35	⑰ 3,254,524	11,294,524
静岡市	—	663,000	—	H15.4.1	7,956,000	4.40	⑯ 3,500,640	11,456,640
浜松市	665,000	648,000	-2.6%	H15.1.1	7,776,000	4.685	⑱ 3,035,880	10,811,880
名古屋市	1,010,000	990,000	-2.0%	H18.4.1	11,880,000	3.10	⑤ 4,450,050	16,330,050
京都市	890,000	960,000	7.9%	H8.7.1	11,520,000	3.35	③ 4,663,200	16,183,200
大阪市	970,000	880,000	-9.3%	H27.4.30	10,560,000	3.95	⑧ 4,171,200	14,731,200
堺市	680,000	780,000	14.7%	H9.4.1	9,360,000	4.40	⑩ 4,118,400	13,478,400
神戸市	820,000	930,000	13.4%	H4.5.1	11,160,000	4.40	② 4,910,400	16,070,400
岡山市	660,000	710,000	7.6%	H8.4.1	8,520,000	4.45	⑮ 3,791,400	12,311,400
広島市	840,000	860,000	2.4%	H8.1.1	10,320,000	4.45	④ 4,592,400	14,912,400
北九州市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.30	⑨ 4,138,200	14,698,200
福岡市	770,000	880,000	14.3%	H6.4.1	10,560,000	3.35	⑥ 4,274,600	14,834,600
熊本市	675,000	676,000	0.1%	H31.4.1	8,112,000	3.35	⑲ 2,717,520	10,829,520
平均	794,500	812,368	2.2%	—	9,748,421	3.818	3,974,000	13,722,422
さいたま市	850,000	807,000	-5.1%	H20.1.1	9,684,000	3.35	⑭ 3,920,002	13,604,002

< 参考 >

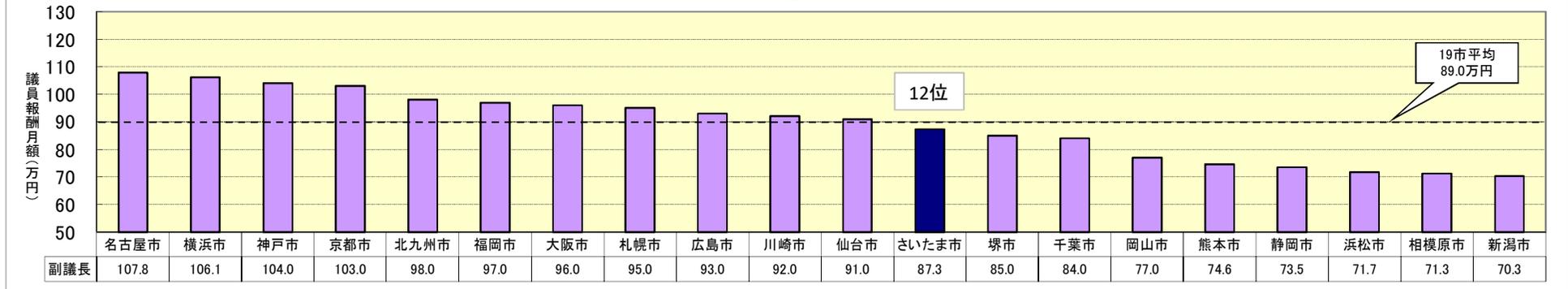
埼玉県議員	940,000	927,000	-1.4%	H18.4.1	11,124,000	3.35	4,502,903	15,626,903
-------	---------	---------	-------	---------	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較 (R3.4.1時点)

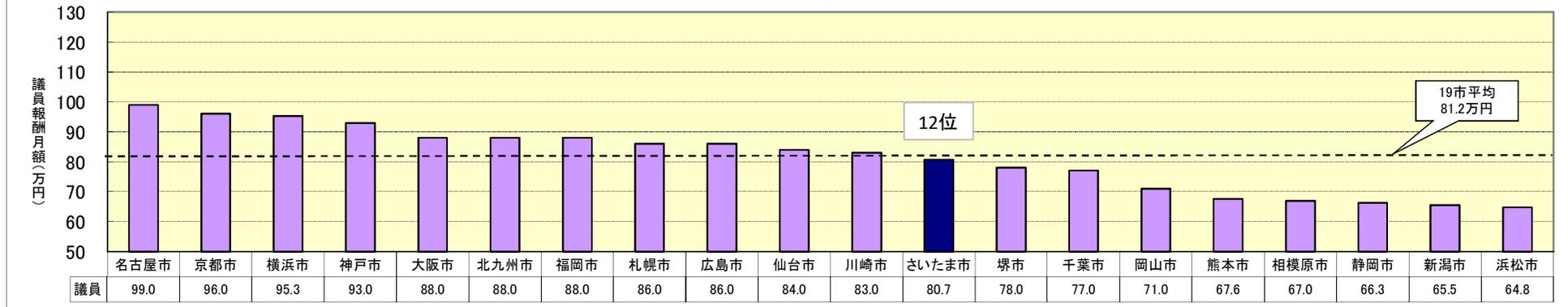
《 議 長 》



《 副 議 長 》

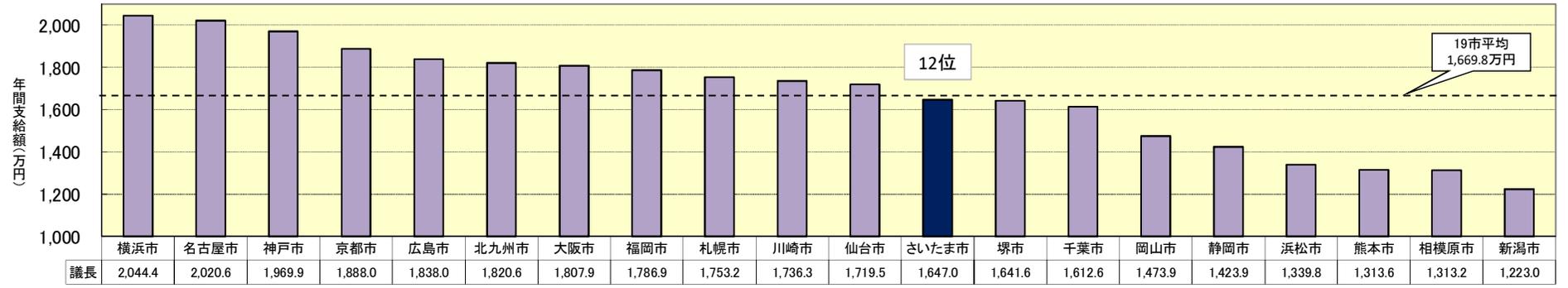


《 議 員 》

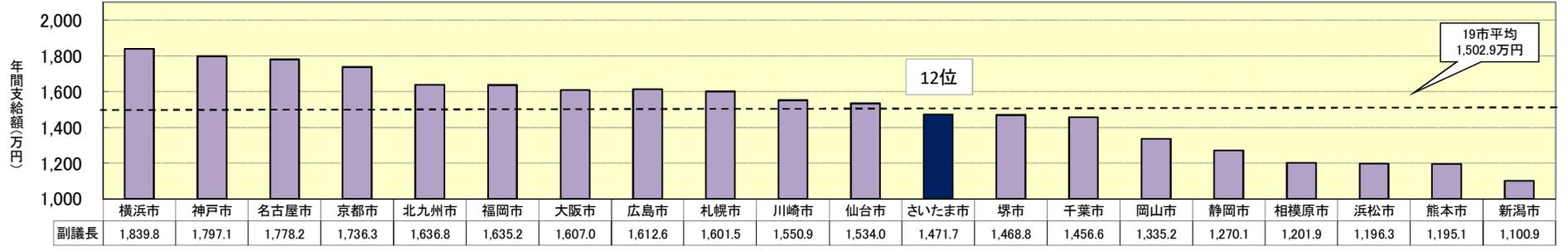


政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較 (R3. 4. 1時点)

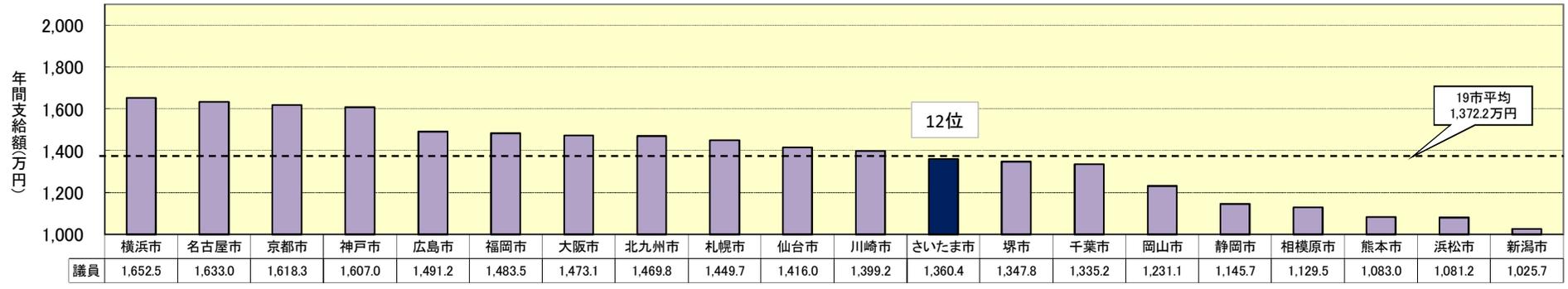
《 議 長 》



《 副 議 長 》



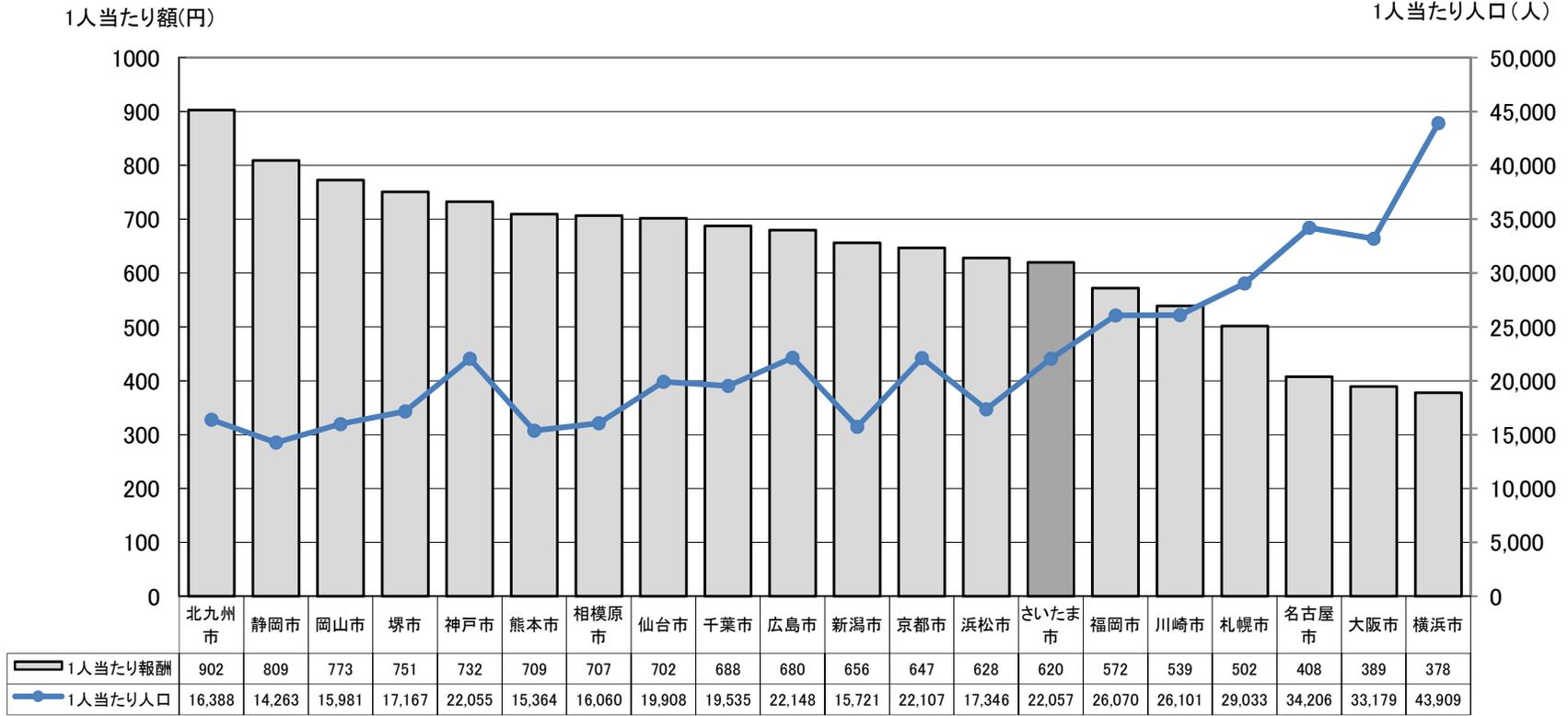
《 議 員 》



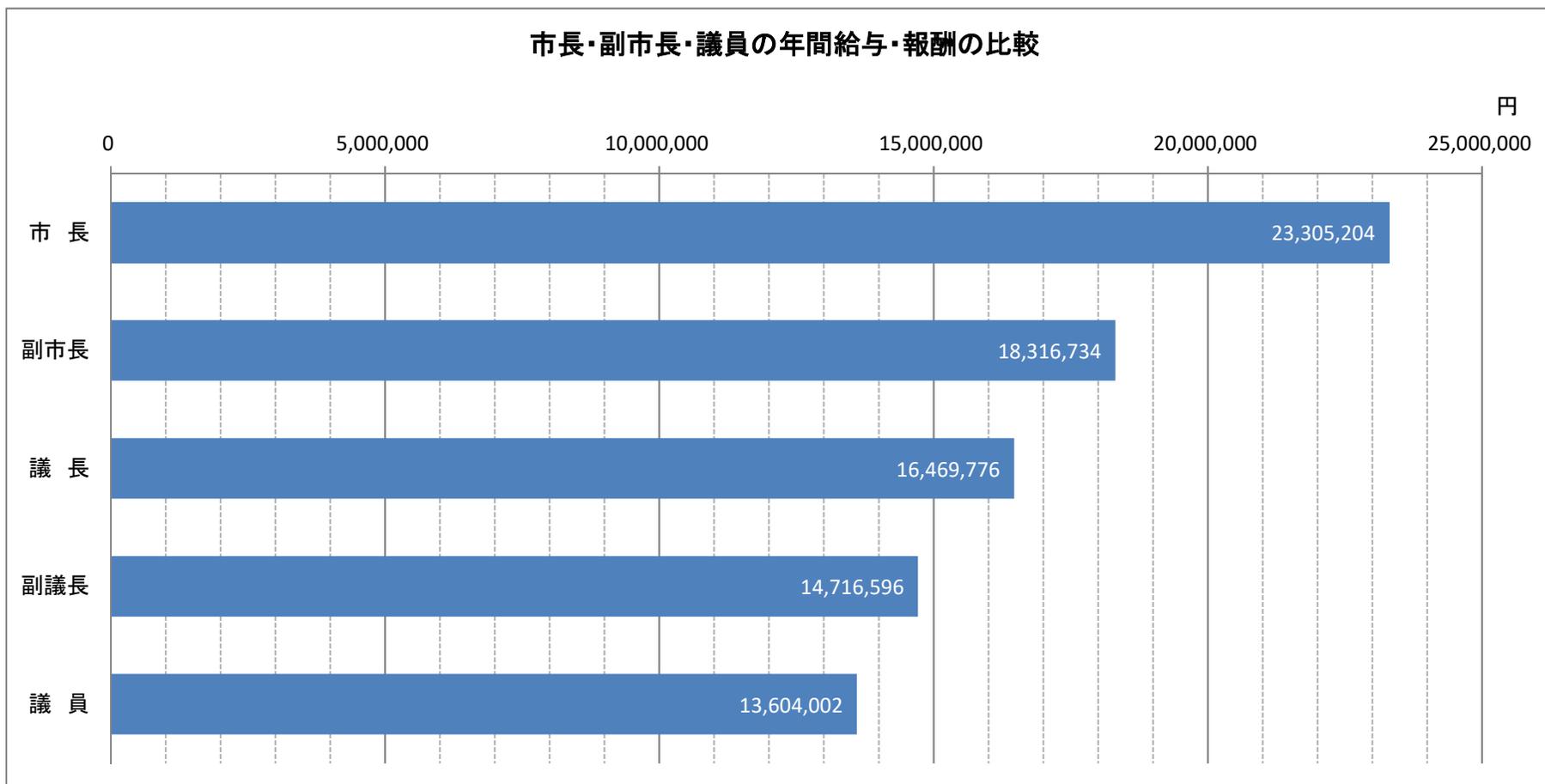
政令指定都市における市民1人当たり議員報酬額・議員1人当たり人口数

都 市 名	推計人口 ^(人) (R3.4.1)	面積 (km ²)	行政区の数	議員定数等 ^(人) (R3.7.1)		報酬年間総額 ^(円) (減額後)	市民1人 当たり額 ^(円) (報酬年間総額/人口)	議員1人 当たり人口 ^(人) (人口/現員数)
				条例	現員数			
札幌市	1,974,212	1,121.26	10	68	68	990,378,125	502	29,033
仙台市	1,094,919	786.35	5	55	55	768,132,475	702	19,908
千葉市	976,745	271.76	6	50	50	671,578,200	688	19,535
川崎市	1,539,946	144.35	7	60	59	830,400,450	539	26,101
横浜市	3,776,146	437.71	18	86	86	1,426,943,280	378	43,909
相模原市	722,715	328.91	3	46	45	510,815,920	707	16,060
新潟市	786,067	726.27	8	51	50	515,589,840	656	15,721
静岡市	684,622	1,411.83	3	48	48	553,944,960	809	14,263
浜松市	797,938	1,558.06	7	46	46	501,083,918	628	17,346
名古屋市	2,325,987	326.50	16	68	68	948,405,491	408	34,206
京都市	1,459,072	827.83	11	67	66	943,610,419	647	22,107
大阪市	2,753,819	225.32	24	83	83	1,071,790,560	389	33,179
堺市	824,017	149.83	7	48	48	618,554,880	751	17,167
神戸市	1,521,777	557.02	9	69	69	1,114,387,200	732	22,055
岡山市	719,134	789.95	4	46	45	555,552,000	773	15,981
広島市	1,195,994	906.69	8	54	54	812,754,000	680	22,148
北九州市	934,130	491.71	7	57	57	842,975,173	902	16,388
福岡市	1,616,351	343.46	7	62	62	924,296,725	572	26,070
熊本市	737,490	390.32	5	48	48	523,245,240	709	15,364
平均	1,391,636	620.80	8.7	58.5	58.3	796,023,098	572	23,885
さいたま市	1,323,405	217.43	10	60	60	820,218,488	620	22,057

政令指定都市における市民1人当たりの議員報酬額・議員1人当たり人口数の比較



市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較



単位:円

	年間給料・報酬	地域手当	通勤手当	期末手当	合計
市長	14,520,000	2,178,000	実費支給	6,607,204	23,305,204
副市長	11,412,000	1,711,800	実費支給	5,192,934	18,316,734
議長	11,724,000	なし	なし	4,745,776	16,469,776
副議長	10,476,000	なし	なし	4,240,596	14,716,596
議員	9,684,000	なし	なし	3,920,002	13,604,002

政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与

都市名	住民基本 台帳人口(人)① (R2.1.1現在)	歳 入					歳出総額④	支出額⑤
		歳入総額②	市 税					
			市税③	歳入に占める割合 (③÷②)	順位	市民1人 当たり市税 (③÷①)		
札幌市	1,959,313	1,004,028,030	338,947,135	33.8%	18	173	992,751,320	163,552,507
仙台市	1,064,060	529,995,776	221,797,282	41.8%	10	208	520,569,286	113,384,171
新潟市	788,465	401,440,624	136,102,491	33.9%	17	173	396,836,184	87,930,026
千葉市	972,516	463,262,977	202,584,133	43.7%	7	208	456,067,538	93,726,019
川崎市	1,514,299	739,133,605	361,896,242	49.0%	2	239	735,658,102	147,338,877
横浜市	3,754,772	1,794,130,726	846,456,006	47.2%	4	225	1,765,970,570	352,492,920
相模原市	718,300	306,646,910	131,098,296	42.8%	8	183	296,379,255	69,487,142
静岡市	698,275	321,728,167	142,602,556	44.3%	5	204	313,612,705	73,911,419
浜松市	802,527	359,322,126	151,342,971	42.1%	9	189	349,574,500	78,440,725
名古屋市	2,301,639	1,229,419,968	600,909,002	48.9%	3	261	1,217,190,222	259,374,039
京都市	1,409,702	768,585,287	305,500,402	39.7%	11	217	765,989,198	166,512,797
大阪市	2,730,420	1,764,214,485	776,114,081	44.0%	6	284	1,756,789,204	304,487,331
堺市	834,787	418,506,038	151,522,672	36.2%	15	182	415,724,995	82,832,299
神戸市	1,533,588	860,399,080	309,261,707	35.9%	16	202	848,479,219	185,199,994
岡山市	708,973	341,027,325	131,836,083	38.7%	13	186	325,774,791	76,977,687
広島市	1,195,775	630,898,218	239,772,086	38.0%	14	201	626,662,840	133,328,466
北九州市	950,602	554,597,669	176,547,996	31.8%	19	186	550,110,942	109,491,984
福岡市	1,554,229	882,411,167	344,453,594	39.0%	12	222	868,661,373	139,341,544
熊本市	733,721	407,076,330	117,804,098	28.9%	20	161	398,501,331	81,408,293
平均	1,380,314	725,096,027	299,292,044	41.3%		217	715,858,083	143,116,749
さいたま市	1,314,145	553,677,810	274,011,537	49.5%	1	209	547,430,304	124,642,267

※ 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

※ 「人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

※ 市長、副市長、議員の年間支給総額は、令和元年度の条例定数に基づき算出した平成31年4月1日時点の支給額。

・報酬総額の状況（令和元年度普通会計決算額）

（単位：千円）

人 件 費				市 出						
				市長・副市長・議員（議長・副議長・議員）の給料、報酬等の年間支給総額						
歳出に占める割合 （⑤ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑤ ÷ ③）	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計 ⑥	歳出に占める割合 （⑥ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑥ ÷ ③）	順位
16.5%	2	48.3%	8	75,768	990,379	1,066,147	0.11%	3	0.31%	6
21.8%	13	51.1%	9	77,868	783,031	860,899	0.17%	15	0.39%	12
22.2%	15	64.6%	19	62,770	527,862	590,632	0.15%	10	0.43%	15
20.6%	9	46.3%	7	78,187	671,579	749,766	0.16%	14	0.37%	8
20.0%	7	40.7%	3	78,654	844,393	923,047	0.13%	6	0.26%	4
20.0%	6	41.6%	4	117,259	1,431,881	1,549,140	0.09%	2	0.18%	2
23.4%	18	53.0%	12	74,125	522,111	596,236	0.20%	20	0.45%	16
23.6%	19	51.8%	11	54,087	553,945	608,032	0.19%	19	0.43%	14
22.4%	16	51.8%	10	67,555	499,583	567,138	0.16%	12	0.37%	10
21.3%	11	43.2%	5	91,815	1,230,082	1,321,897	0.11%	4	0.22%	3
21.7%	12	54.5%	13	86,576	1,088,152	1,174,728	0.15%	11	0.38%	11
17.3%	3	39.2%	1	83,873	1,227,377	1,311,250	0.07%	1	0.17%	1
19.9%	5	54.7%	14	79,074	651,111	730,185	0.18%	17	0.48%	18
21.8%	14	59.9%	17	91,737	1,114,388	1,206,125	0.14%	8	0.39%	13
23.6%	20	58.4%	16	53,581	569,793	623,374	0.19%	18	0.47%	17
21.3%	10	55.6%	15	79,657	809,952	889,609	0.14%	7	0.37%	9
19.9%	4	62.0%	18	71,647	842,976	914,623	0.17%	16	0.52%	20
16.0%	1	40.5%	2	81,591	924,297	1,005,888	0.12%	5	0.29%	5
20.4%	8	69.1%	20	49,406	523,246	572,652	0.14%	9	0.49%	19
20.0%		47.8%		76,591	831,902	908,493	0.13%		0.30%	
22.8%	17	45.5%	6	78,256	816,691	894,947	0.16%	13	0.33%	7

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(令和2年度実績)

		札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市	
本会議	議会開催数	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	1	3	4	2	4	4	4	4	4	4	3.6	4
	本会議日数	24	32	32	28	17	42	28	21	22	23	23	16	24	23	34	23	29	27	28	28	26.1	28
常任委員会	委員会数	6	5	5	5	8	5	4	6	5	6	5	6	6	6	5	6	6	5	7	7	5.6	6
	開催日数 (延べ)	24	62	42	57	29	61	28	48	64	66	106	29	16	23	66	19	44	39	20	20	44.4	117
特別委員会	委員会数	4	5	2	1	7	6	4	4	4	6	-	3	4	3	5	3	1	4	2	2	3.6	8
	開催日数 (延べ)	30	61	22	19	38	48	16	13	34	29	103	19	35	43	27	29	19	34	10	10	33.1	57
議会運営委員会	開催日数 (延べ)	38	46	15	25	29	41	34	22	20	37	50	30	28	30	21	27	26	26	20	20	29.7	41
合計		116	201	111	129	113	192	106	104	140	155	282	94	103	119	148	98	118	126	78	78	133.3	243

注1) 委員会数は、令和3年7月1日現在

注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市予算委員会は常任委員会として設置。

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

		平成30年	平成31年 ／令和元年	令和2年
本 会 議 ①		29	28	31
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数12人)	15	17	19
	文教委員会 (定数12人)	22	18	16
	市民生活委員会 (定数12人)	15	13	13
	保健福祉委員会 (定数12人)	13	17	20
	まちづくり委員会 (定数12人)	13	16	19
	予算委員会 (定数20人)	26	40	34
	開催日数小計(延べ) ②	104	121	121
平均開催日数 ③	17.3	20.2	20.2	
特 別 委 員 会	開催日数	42	60	66
	(特別委員会の数)	7	11	11
	平均開催日数 ④	6.0	5.5	6.0
合 計 ⑤		52.3	53.6	57.2

【参考】

		平成30年	平成31年 ／令和元年	令和2年
議会運営委員会 (定数12人) ⑥		37	49	46

さいたま市の議案等審議件数(3カ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
平成30年	2月定例会	94	7	0	17	118
	6月定例会	25	4	0	22	51
	9月定例会	31	5	1	24	61
	12月定例会	49	5	2	28	84
	計	199	21	3	91	314
平成31年 ／令和元年	2月定例会	74	0	0	27	101
	5月臨時会	3	0	0	1	4
	6月定例会	36	0	0	21	57
	9月定例会	40	2	2	10	54
	12月定例会	59	1	5	11	76
	計	212	3	7	70	292
令和2年	2月定例会	101	5	2	11	119
	4月臨時会	9	3	1	2	15
	6月定例会	37	3	2	12	54
	9月定例会	31	1	1	10	43
	12月定例会	43	3	1	6	53
	計	221	15	7	41	284

- 注1) 平成30年2月定例会の請願には、平成29年12月定例会で継続審査となった請願6件を含む。
注2) 平成30年6月定例会の請願には、平成30年2月定例会で継続審査となった請願3件を含む。
注3) 平成30年9月定例会の請願には、平成30年6月定例会で継続審査となった請願12件を含む。
注4) 平成30年12月定例会の請願には、平成30年9月定例会で継続審査となった請願10件を含む。
注5) 平成31年2月定例会の請願には、平成30年12月定例会で継続審査となった請願12件を含む。
注6) 令和元年9月定例会の請願には、令和元年6月定例会で継続審査となった請願2件を含む。
注7) 令和元年12月定例会の請願には、令和元年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。
注8) 令和2年2月定例会の請願には、令和元年12月定例会で継続審査となった請願5件を含む。
注9) 令和2年6月定例会の請願には、令和2年2月定例会で継続審査となった請願2件を含む。
注10) 令和2年9月定例会の請願には、令和2年6月定例会で継続審査となった請願3件を含む。
注11) 令和2年12月定例会の請願には、令和2年9月定例会で継続審査となった請願2件を含む。

令和2年 議会運営状況

1. 定例会・臨時会の日程

区分	会 期			本会議日数	
2月定例会	2月4日	～	3月19日	45日間	8日間
4月臨時会	4月30日	～	5月8日	9日間	3日間
6月定例会	6月3日	～	6月26日	24日間	5日間
9月定例会	9月2日	～	10月16日	45日間	8日間
12月定例会	11月25日	～	12月18日	24日間	7日間
合 計				147日間	31日間

2. 議案・諮問審議結果

区分	議案内容等	審議結果	件数
2月定例会	予算議案	原案可決	41件
	条例議案	原案可決	25件
	一般議案	原案可決	8件
		同 意	27件
	議員提出議案	原案可決	5件
	委員会提出議案	原案可決	2件
4月臨時会	予算議案	原案可決	2件
	条例議案	原案可決	2件
	一般議案	承認	5件
	議員提出議案	原案可決	2件
		継続審査	1件
	委員会提出議案	原案可決	1件
6月定例会	予算議案	原案可決	6件
	条例議案	原案可決	11件
	一般議案	原案可決	9件
		同 意	10件
		承認	1件
	議員提出議案	原案可決	3件
		撤回	1件
	委員会提出議案	原案可決	2件
9月定例会	予算議案	原案可決	10件
	決算議案	認定	3件
		認定及び原案可決	1件
	条例議案	原案可決	1件
	一般議案	原案可決	10件
		同 意	4件
		承認	1件
	継続審査	1件	
	議員提出議案	原案可決	1件
委員会提出議案	原案可決	1件	
12月定例会	予算議案	原案可決	7件
	条例議案	原案可決	7件
	一般議案	原案可決	25件
		同 意	5件
	諮問	棄却すべき	1件
	議員提出議案	原案可決	3件
	委員会提出議案	原案可決	1件
計			246件

注1) 令和2年6月定例会の議員提出議案には、令和2年4月臨時会で継続審査となった議案1件を含む。

注2) 令和2年12月定例会の一般議案には、令和2年9月定例会で継続審査となった議案1件を含む。

3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果	備 考
2月定例会	11件	不採択	8件
		継続審査	2件
		取り下げ	1件
4月臨時会	2件	不採択	2件
6月定例会	12件	不採択	9件
		継続審査	3件
9月定例会	10件	不採択	6件
		継続審査	2件
		取り下げ	2件
12月定例会	6件	不採択	3件
		継続審査	2件
		取り下げ	1件
計	41件		

注1) 令和2年2月定例会の請願には、令和元年12月定例会で継続審査となった請願5件を含む。

注2) 令和2年6月定例会の請願には、令和2年2月定例会で継続審査となった請願2件を含む。

注3) 令和2年9月定例会の請願には、令和2年6月定例会で継続審査となった請願3件を含む。

注4) 令和2年12月定例会の請願には、令和2年9月定例会で継続審査となった請願2件を含む。

議員の活動内容

令和3年7月31日現在

1. 議会活動

(1) 地方自治法に規定されている会議

(令和3年1月～令和3年7月)	
・本会議	15日
・常任委員会	54回
・特別委員会	21回
・議会運営委員会	18回

(2) その他の会議

- ・議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長連絡会議
- ・全員協議会 等

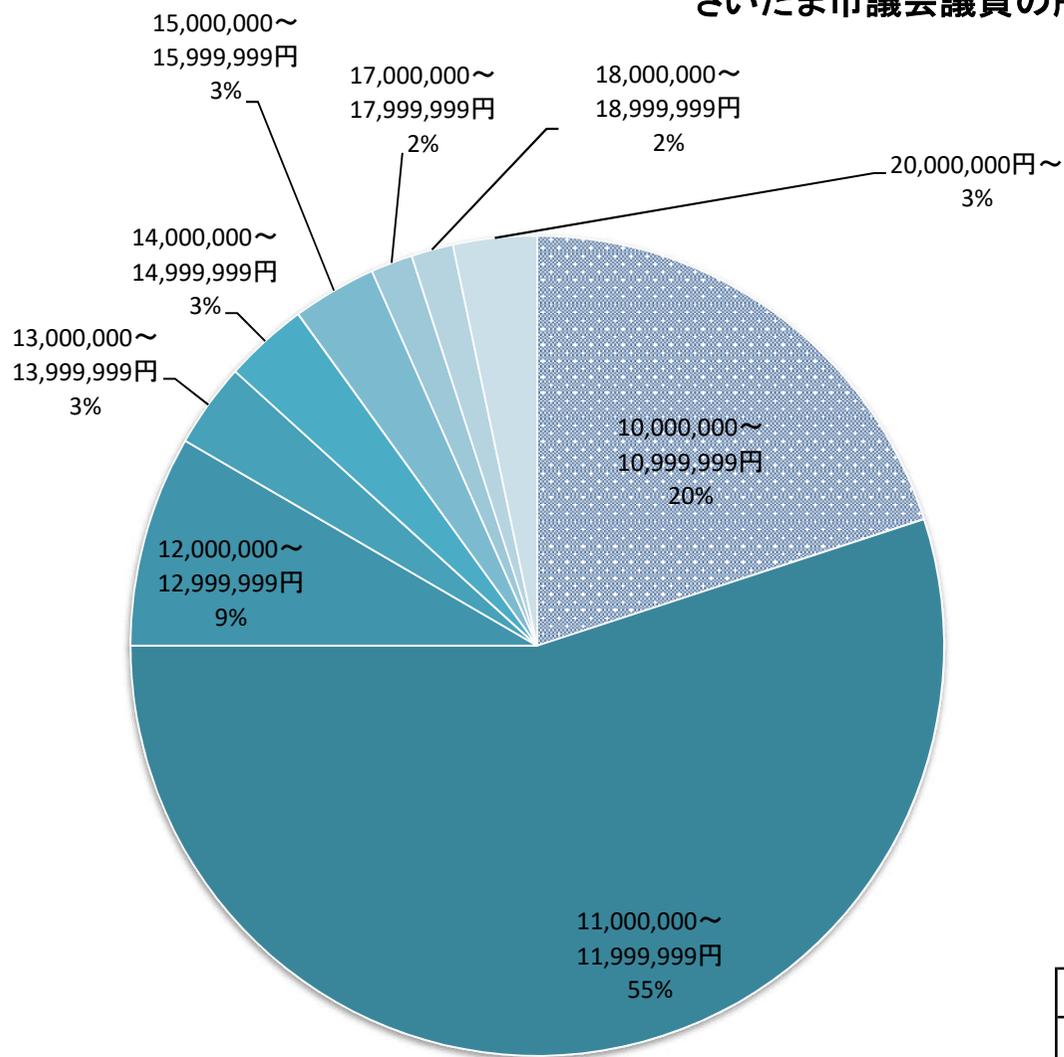
2. 正副議長の公務 (令和3年1月～令和3年7月)

議長	125日	396件	(内、土日祝祭日	6日	7件)
副議長	118日	344件	(内、土日祝祭日	2日	2件)

3. 議員活動

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

さいたま市議会議員の所得分布



所得額別の人数

所得額	人数(人)
10,000,000～10,999,999円	12
11,000,000～11,999,999円	33
12,000,000～12,999,999円	5
13,000,000～13,999,999円	2
14,000,000～14,999,999円	2
15,000,000～15,999,999円	2
17,000,000～17,999,999円	1
18,000,000～18,999,999円	1
20,000,000円～	2
合計	60

※令和2年分の給与所得金額

<参考>市議会議員の年齢構成と期数

年代	1期	2期	3期	4期以上	平均
25歳～34歳	1人	1人	1人	0人	2.0期
35歳～44歳	3人	4人	2人	1人	2.1期
45歳～54歳	1人	2人	7人	2人	3.1期
55歳～64歳	5人	4人	6人	9人	3.3期
65歳～	0人	1人	0人	10人	6.0期

令和3年4月30日現在

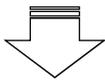
地方議会・地方議員の在り方について

【地方議会を取り巻く状況】

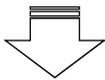
地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性



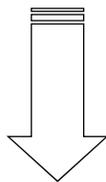
自己決定権の拡大



地方議会の担う役割と責任が増大



地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化



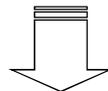
【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「专业化」
- ・議員活動領域の拡大

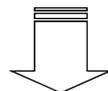
住民の代表者として自主的・自立的に判断その責任を住民に対して負う



- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行



- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保



【指定都市市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

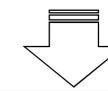
+

指定都市の議員として

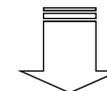
指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

↓

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる



「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行



自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

消費者物価地域差指数（全国平均＝100）

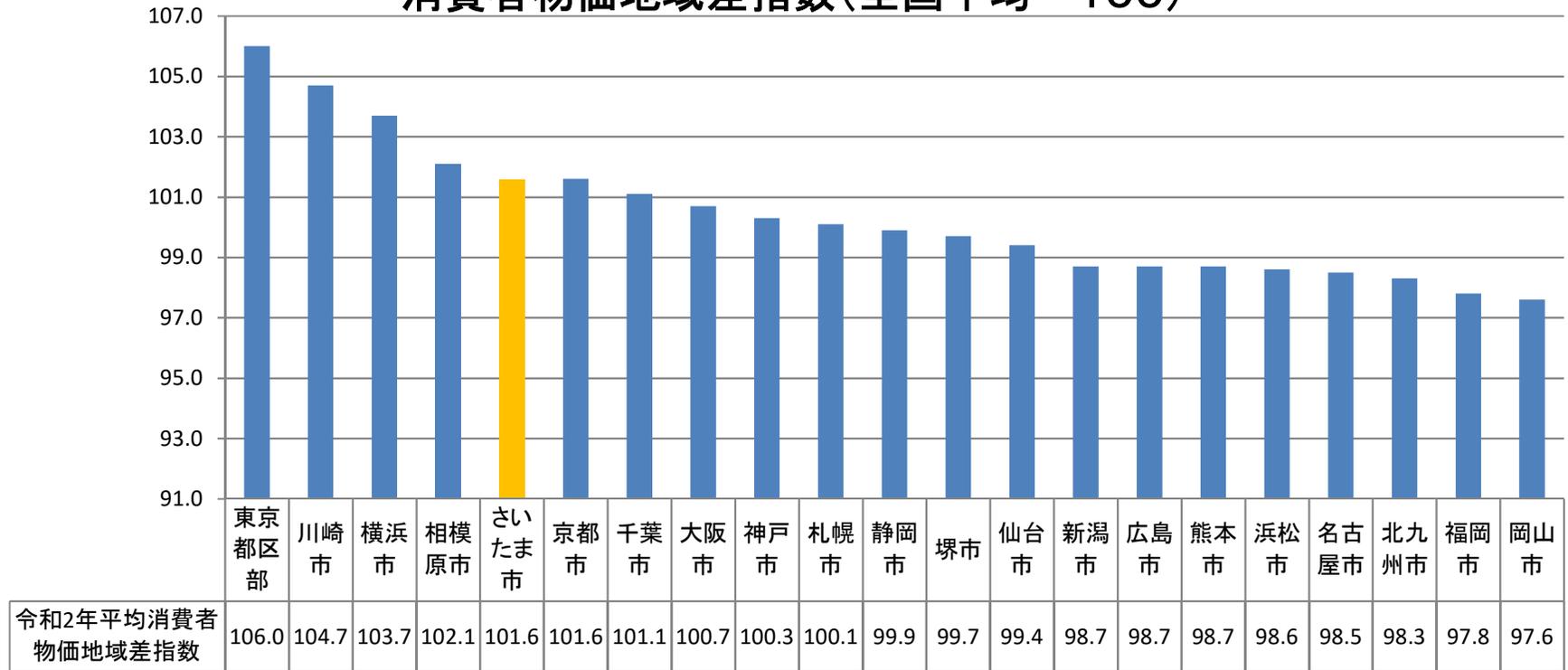
令和2年（2020）

地 域	持家の帰属家賃	家賃を除く総合	食料
	を除く総合		
00000 全 国	100.0	100.0	100.0
01100 札 幌 市	100.1	100.7	100.7
04100 仙 台 市	99.4	99.5	98.7
11100 さ い た ま 市	101.6	101.4	100.2
12100 千 葉 市	101.1	101.2	102.7
13100 東 京 都 区 部	106.0	103.7	103.2
14100 横 浜 市	103.7	103.1	102.0
14130 川 崎 市	104.7	103.1	101.8
14150 相 模 原 市	102.1	101.7	102.0
15100 新 潟 市	98.7	99.0	100.8
22100 静 岡 市	99.9	99.6	100.3
22130 浜 松 市	98.6	99.0	99.7
23100 名 古 屋 市	98.5	98.5	98.3
26100 京 都 市	101.6	101.4	101.2
27100 大 阪 市	100.7	100.2	100.6
27140 堺 市	99.7	99.9	99.4
28100 神 戸 市	100.3	100.2	99.7
33100 岡 山 市	97.6	98.1	100.6
34100 広 島 市	98.7	99.0	100.3
40100 北 九 州 市	98.3	98.9	99.0
40130 福 岡 市	97.8	98.5	96.4
43100 熊 本 市	98.7	99.5	100.0

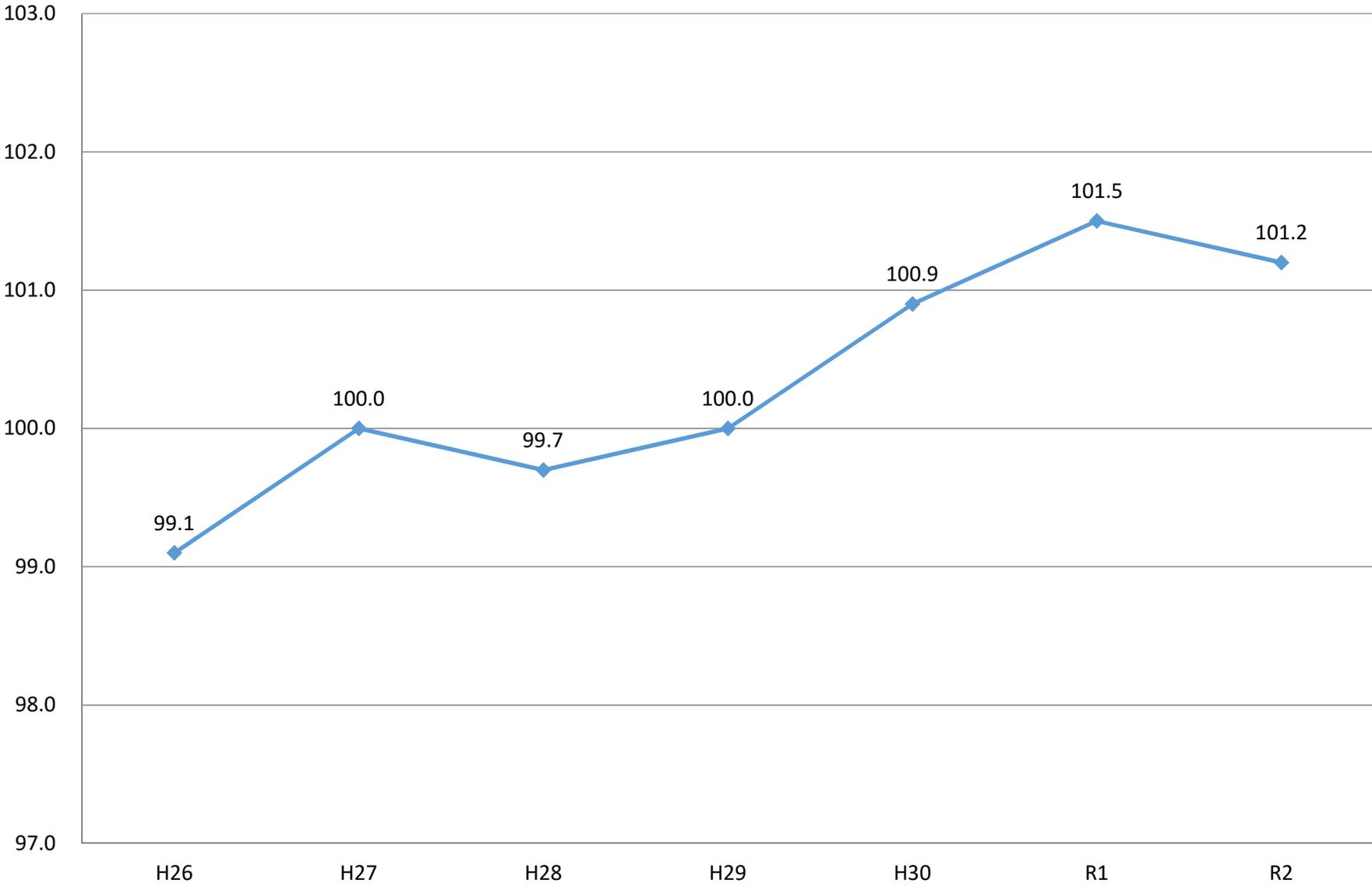
注 1) 小売物価統計調査（構造編）「10大費目別消費者物価地域差指数」より作成。

2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。

消費者物価地域差指数(全国平均=100)



さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



平成27年=100

さいたま市の財政状況

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	政令指定都市 平均(単純) (R1)	20政令指定 都市中の順位 (R1)
財政力指数	0.97	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.86	3位
経常収支比率 (%)	96.7	95.6	95.7	97.5	98.7	98.9	97.0	12位
実質公債費比率 (%)	5.2	5.0	5.0	5.1	5.1	5.3	7.3	5位
将来負担比率 (%)	26.9	9.7	5.4	15.3	21.2	32.0	88.4	6位
地方債残高 (百万円)	434,978	435,171	432,798	447,506	458,122	457,254	898,205	5位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	344	343	338	346	352	348	648	2位

(注1) 数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を含めた20市の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いが、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超えると国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超えると国への報告が必要となる。